

仕様書（茅ヶ崎市本庁舎 2 階・3 階・5 階、分庁舎 6 階における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付）

1 貸付場所

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
茅ヶ崎市役所 本庁舎	茅ヶ崎市茅ヶ崎 一丁目 1 番 1 号	2 階・3 階・5 階 (別表参照)	1.5 m ² /台	3 台
茅ヶ崎市役所 分庁舎	茅ヶ崎市茅ヶ崎 一丁目 1 番 1 号	6 階 (別表参照)	1.5 m ² /台	1 台

貸付場所は、飲料用自動販売機 4 台を設置するために使用すること。

見込売上本数については、別表参照。

2 貸付期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

3 設置機器の仕様

- (1) 別表で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- (3) ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。
- (4) 設置する自販機については複数の電子マネーの使用ができるものであること。
- (5) 設置する自販機については、災害救援機能（災害時の飲料の無償提供）付自動販売機とすること。
- (6) 分庁舎 6 階に設置する 1 台については、取出口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものとする。
- (7) 外観については、4 台すべてに茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクターである「えぼし麻呂」の指定のラッピングを施すこと。

4 設置条件

- (1) 本契約締結後、9 月 1 日（火）午前 8 時 30 分までに自動販売機の設置を完了させること。なお、設置作業の日時は入札後に協議の上決定することとする。
- (2) 契約期間中の自動販売機の更新は閉庁時間中に実施すること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）維持管理等にかかる一切の費用は借入人の負担とする。
- (4) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、借入人の責任で回収・リサイクルすることとし、回収ボックスに入っているごみ及びその周囲に散乱している

ごみ等も回収し、周囲の清掃を心がけること。

- (5) 電気料金は賃借人の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納付すること。
- (6) 賃借人は年度ごとに、年間売り上げ数及び売上額を報告すること。
- (7) 販売品目は、清涼飲料水等に加え、物品の販売も可とする。また、酒類（いわゆるノンアルコールを含む。）の販売は不可とし、缶又はペットボトル等は密閉式の容器とすること。なお、物販も含めた商品の具体的な構成については、落札者（設置者）決定後、設置前に本市と協議を行うこと。
- (8) 賃貸人から販売品目及び HOT・COLD など、要望があった場合は変更事項等を協議のうえ速やかに変更すること。
- (9) 一本あたりの価格については、市場から逸脱しない範囲で販売すること。
- (10) 自動販売機の故障時の連絡先を明記し、故障及び苦情については、賃借人の責任において対応すること。

5 維持管理

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理すること。
- (2) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、賃借人が責任を持って行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (5) 賃借人が機種種の交換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けること。
- (6) 賃貸人は、賃貸人の責によることがあきらかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は自動販売機が毀損、汚損または紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は賃借人が負担すること。

6 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、入札により決定した金額に消費税相当額を加算した額とする。なお、貸付料の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとする。また、契約期間中に消費税及び地方消費税の改定があった場合は、改定後の消費税率により算出した額とする。
- (2) 賃借人は、賃貸人が発行する納入通知書により、年度ごとに契約書で定める期限まで

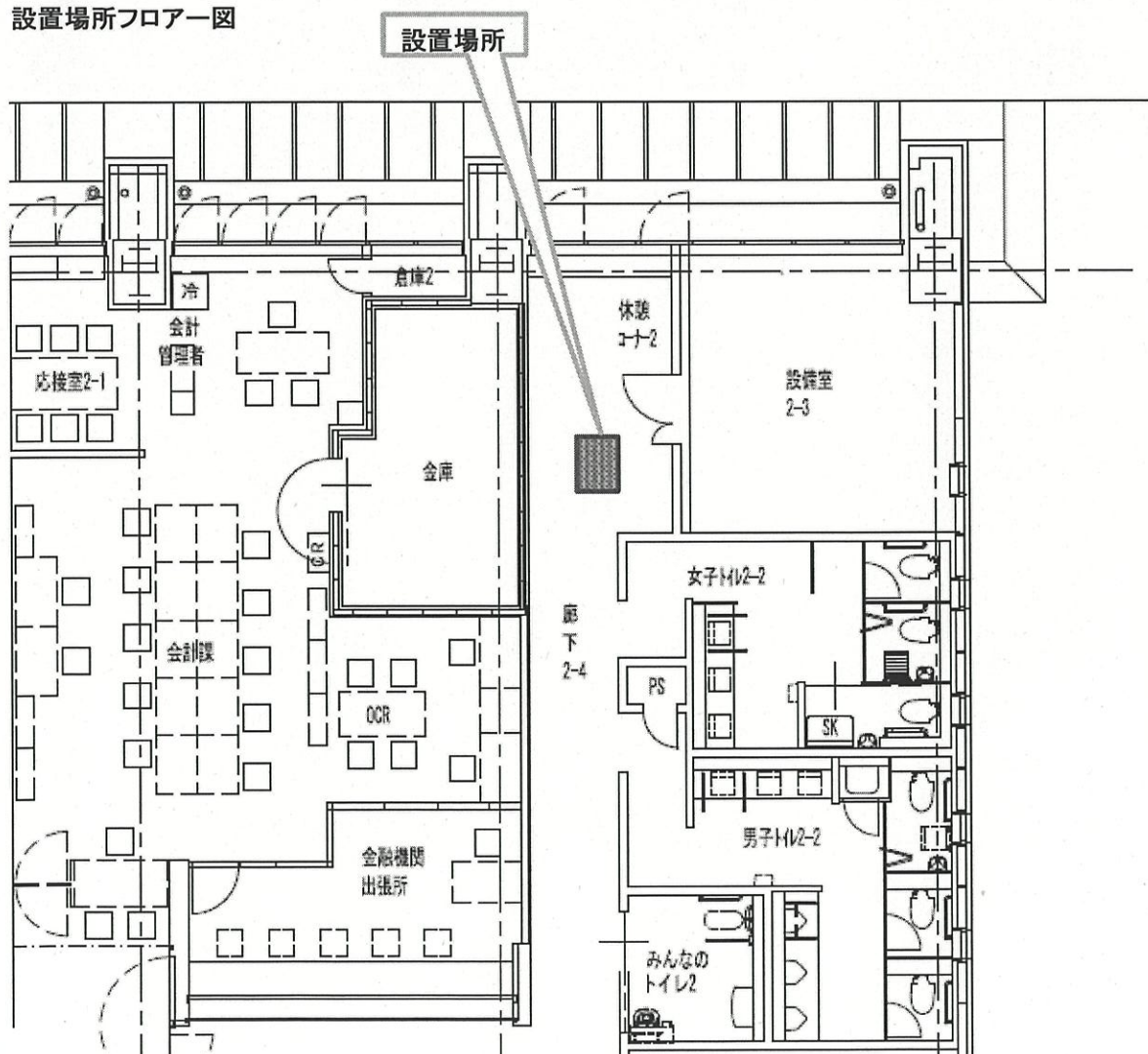
に貸付料を納入すること。

別表

所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
設置場所・台数	茅ヶ崎市役所 本庁舎2階 休憩コーナー内 1台
本体サイズ (幅)mm×(奥行)mm×(高さ)mm	1,200×800×1,830
電圧	100V
開庁時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
主な利用者	市民及び職員
飲料の売上見込本数(年間)	約11,400本
特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マネー対応 ・ラッピング(えぼし麻呂) ・災害救援ベンダー ・物販を兼ねる仕様可

本体サイズは、貸付けできる最大許可寸法で、放熱余地を含みますが、転倒防止板設置部分は含みません。
 なお、使用済み容器回収ボックスの寸法は、W500×D500程度を4つ設置するものとし、設置場所は、借受人と市側で協議し設定します。

設置場所フロアー図

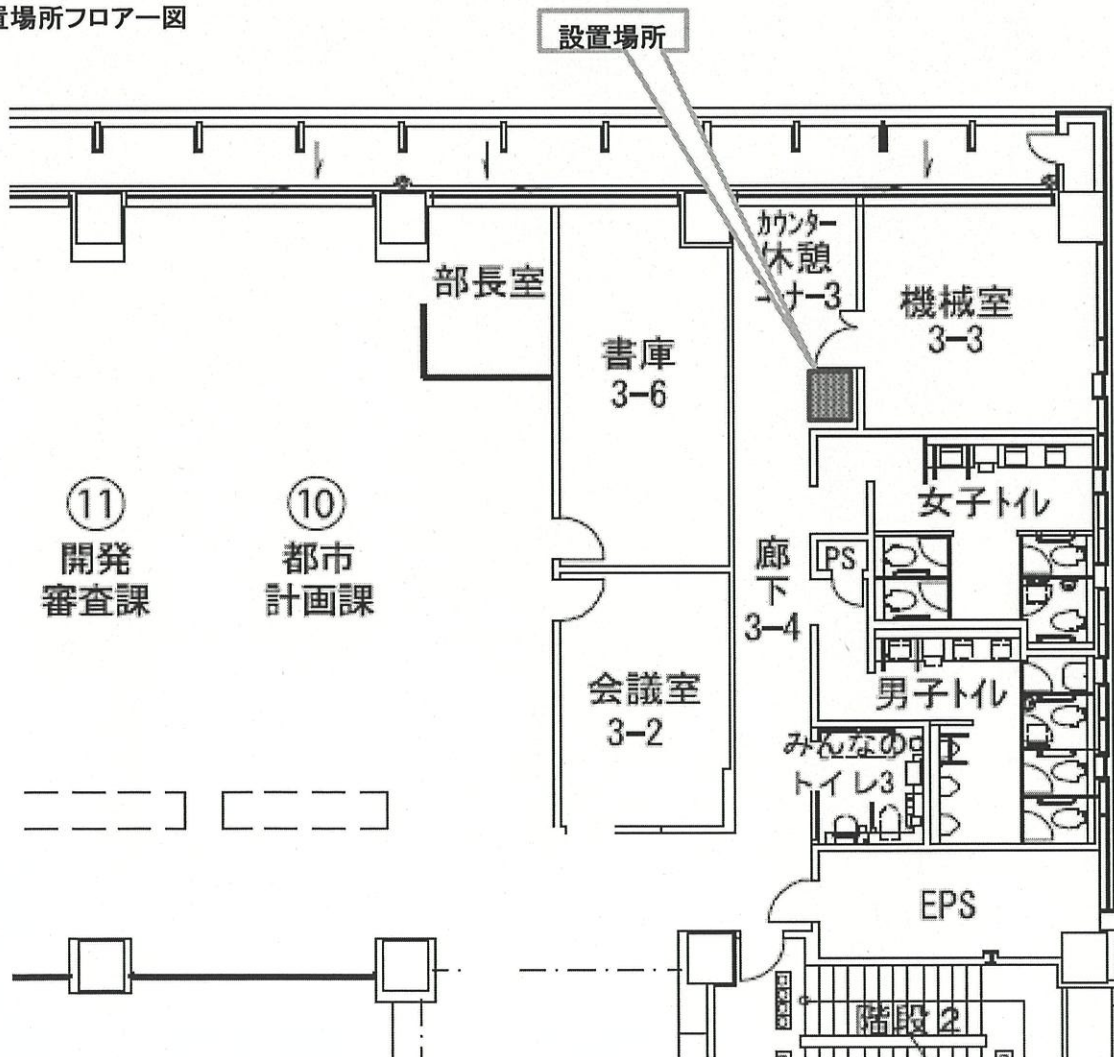


別表

所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
設置場所・台数	茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 休憩コーナー内 1台
本体サイズ (幅)mm×(奥行)mm×(高さ)mm	1,200×800×1,830
電圧	100V
開庁時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
主な利用者	市民及び職員
売上見込本数(年間)	約11,400本
特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マネー対応 ・ラッピング(えぼし麻呂) ・災害救援ベンダー ・物販を兼ねる仕様可

本体サイズは、貸付けできる最大許可寸法で、放熱余地を含みますが、転倒防止板設置部分は含みません。
 なお、使用済み容器回収ボックスの寸法は、W500×D500程度を4つ設置するものとし、設置場所は、借受人と市側で協議し設定します。

設置場所フロアー図

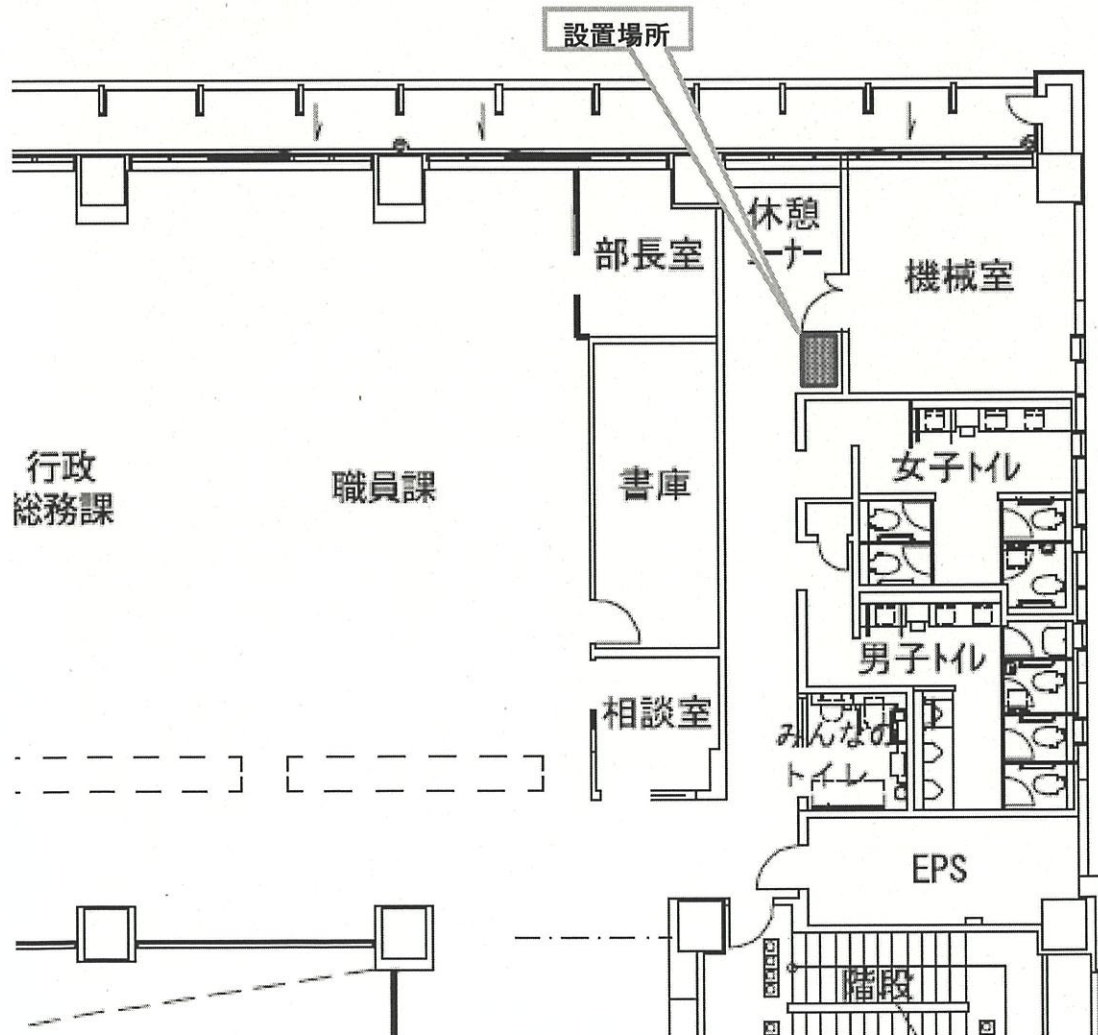


別表

所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
設置場所・台数	茅ヶ崎市役所 本庁舎5階 休憩コーナー内 1台
本体サイズ (幅)mm×(奥行)mm×(高さ)mm	1,200×800×1,830
電圧	100V
開庁時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
主な利用者	市民及び職員
売上見込本数(年間)	約8,100本
特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マネー対応 ・ラッピング(えぼし麻呂) ・災害救援ベンダー ・物販を兼ねる仕様可

本体サイズは、貸付けできる最大許可寸法で、放熱余地を含みますが、転倒防止板設置部分は含みません。
 なお、使用済み容器回収ボックスの寸法は、W500×D500程度を4つ設置するものとし、設置場所は、借受人と市側で協議し設定します。

設置場所フロア図



別表

所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
設置場所・台数	茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホールロビー 1台
本体サイズ (幅)mm×(奥行)mm×(高さ)mm	1,200×800×1,830
電圧	100V
開館時間	午前9時から午後9時30分まで 毎月第4火曜日、年末年始は休館日
主な利用者	コミュニティホール利用者
売上見込本数(年間)	約2,400本
特記仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン対応 ・電子マネー対応 ・ラッピング(えぼし麻呂) ・物販を兼ねる仕様可 ・災害救援ベンダー

本体サイズは、貸付けできる最大許可寸法で、放熱余地を含みますが、転倒防止板設置部分を含みません。
 なお、使用済み容器回収ボックスの寸法は、W500×D500程度を2つ設置するものとし、設置場所は、借受人と市側で協議し設定します。

設置場所フロアー図

